

令和8年度子どもの学習・生活支援事業実施要領

1 目的

令和8年度子どもの学習・生活支援事業実施要綱の4(6)に基づき、実施方法の詳細を定めるものとする。

2 運営の概要

- (1) 令和8年度子どもの学習・生活支援事業（以下「事業」という。）の運営は、盛岡広域振興局（以下「振興局」という。）が、事業目的を十分に達成できると見込まれる団体（以下「受託者」という。）に委託して実施する。
受託者の選定方法は、企画競争（コンペ方式）による。
- (2) 受託者は、学習会及び悩み相談等（以下「学習会等」という。）を実施する。
- (3) 受託者は、受託業務に関する統括責任者（1名）を置くとともに、学習会等の実施に必要なサポーター（各会場2名以上。ただし、学習会等の参加者が2名以下の場合は、1名で可とする。）、サポートリーダー（各会場1名以上）、その他必要な職員を確保する。
- (4) 対象中学生等は、学習会等において、サポーター及びサポートリーダーの支援のもと、自立学習等に取り組む。
- (5) サポーターは、対象中学生等に対し、自主学習や悩み相談等についての援助を行う。
- (6) サポートリーダーは、サポーターと連携し、学習会等全体を管理、運営する。
- (7) 振興局は、受託者と定期的な連絡を取り合い、事業の総括及び進行管理を行うとともに、受託者の業務に対して適切な支援を行う。

3 対象中学生等

零石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町に在住する小学生、中学生及び高校生等（高校中退者及び中学校卒業後進学や就職していない高校生年代を含む。）であって、生活困窮家庭等に属するもののうち、振興局が選定した者とする。

原則として、塾、家庭教師、通信教育等の有償の教育サービスを利用していない者を選定するものとする。

4 実施会場

学習会等の会場は、受託者が、対象中学生等が参加するのにふさわしい場所を選定する。

5 事業の実施方法

(1) 対象中学生等の選定

- ア 生活困窮家庭等の中学生等を、振興局が各町教育委員会等と連携し、適切な方法で選定する。
- イ 定員は全体で120名程度とし、申込者多数の場合、原則として、生活困窮家庭の中学生3年生を優先的に選定する。
- ウ 振興局は、対象中学生等及びその保護者等から、申込みを書面で受け付ける。申込

みに当たっては、対象中学生等及びその家庭の情報を事業の関係機関に情報提供することに関し、同意を得る。また、報道機関の取材に対する可否について確認することとする。

エ 振興局は、対象中学生等の選定後、参加申込者に事業参加の可否を通知する。

オ 振興局は、学習支援事業参加者名簿一覧表を作成する。

(2) 学習会等の運営

ア 受託者は、5町の対象中学生等が定期的に通うことができる場所等で学習会等を実施する。

イ 受託者は、対象中学生等に対し事業参加に伴い守るべき事項等を説明する。

ウ 学習会等の運営内容の詳細は、受託者が提案した内容及び令和7年度の学習会等の実施状況を踏まえ、振興局と受託者が協議の上、決定するものとする。

エ サポートリーダーは、学習会等の開場時に対象中学生等の出欠状況を確認し、記録する。

オ サポーター及びサポートリーダーは、学習会等において対象中学生等の自主学習及び悩み相談等を援助する。

カ 受託者は、対象中学生等の学習状況などについて確認し、子どもの学習・生活支援事業定期報告書を毎月作成することとし、翌月10日までに振興局に提出する。

キ 統括責任者及びサポートリーダーは、必要に応じて対象中学生等の保護者等と連携し、対象中学生等に関する情報交換を行う。対象中学生等が生活保護世帯員である場合、担当CWへ参加状況を報告する。

ク 振興局は、統括責任者及びサポートリーダーと協力し、必要に応じて対象中学生等の通学する学校へ情報提供を行う。

ケ 受託者は、定期的に振興局と連絡会議を行う。

(3) 受験直前の対応及び結果報告

ア サポートリーダーは、対象中学生の高校入学試験日、合格発表日を確認し、支援を行う。

イ 受託者は、対象中学生の受験結果、進学先等を確認し、子どもの学習・生活支援事業結果報告書を令和9年3月31日までに作成し提出することとする。

ウ 対象中学生が生活保護世帯員である場合、受託者は、担当CWへ対象中学生の受験結果、進学先等について報告を行う。

(4) その他

ア 実施主体である振興局は、常に学習会等の状況を把握できるように努める。

イ 受託者は、契約期間中に連絡会議を定期的に実施するとともに、随時、学習会等の状況を報告するものとする。

ウ 事業の実施に必要な様式については、別添参考様式を基本として、事業の運営状況に応じて、振興局が受託者その他関係機関と協議の上、定めるものとする。

エ この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、振興局が受託者その他関係機関と協議の上、決定するものとする。

6 スケジュール

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 委託先公募期間 | 令和8年2月20日～令和8年2月27日 |
| (2) 委託期間 | 契約締結の日から令和9年3月31日 |
| (3) 選考 | 令和8年3月中旬頃を予定 |
| (4) 事業実施期間 | 契約締結の日から令和9年3月31日 |
| (5) 事業報告 | 令和9年3月31日まで |

附 則

この要領は、令和8年2月20日から施行する。